

広島県告示第百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市安佐北区白木町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		上		下	
		欄		欄	
大字	井原	字	西戸石	大字	井原
		地番	一〇四九の一、一〇四九の三、一〇四九の四、一〇四九の八、一〇四九の九、一〇五四の一、一〇五四の二、一〇五五、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五六の四、一〇七六及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに字下モ戸石九五に隣接する道路である市有地の全部	字	下モ戸石
			上戸石 一二三九の二の一部、一二四〇の一部、一二六四の一部、一二六五の一と一二六五の四の筆界未定地の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部並びに字下モ戸石一一二〇の五に隣接する道路である市有地の一部		
			下モ戸石 一一一七の二の一部、一一一七の三の一部、一一一八の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部		上戸石